

# 官報号外

平成十九年五月十六日

## ○第一百六十六回 参議院会議録第一一五号

平成十九年五月十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十五号

平成十九年五月十六日

午前十時開議

第一 統計法案内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、地方公営企業等金融機構法案(趣旨説明)  
以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、  
地方公営企業等金融機構法案について、提出者の  
趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。菅総務大臣。

(國務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○國務大臣(菅義偉君) 地方公営企業等金融機構法案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成二十年十月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公

を図る観点から、段階的な縮減を図ることとしています。

平成十九年五月十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十五号

平成十九年五月十六日

午前十時開議

第一 統計法案内閣提出、衆議院送付)

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

第一に、設立につきましては、地方公共団体の長及び議長が発起人となり同機構を設立するものとし、その出資者は地方公共団体に限ることとしております。

第二に、組織につきましては、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くとともに、意思決定機関として知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置することとしております。また、外部の学識経験者による審議機関として経営審議委員会を設置し、予算、資金の貸付けに関する基本的事項その他業務について審議を行うとともに、必要に応じて理事長に対し建議を行うことができるることとし、理事長にはその意見に対する尊重義務を課すこととしております。さらに、会計について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならぬこととしております。

第三に、業務の範囲につきましては、地方公共団体に対する長期かつ低利の資金の融通等を行うこととし、その範囲は、現行の公営企業金融公庫と同様、公営企業等に限ることとしております。また、対象事業につきましては、同機構の業務が

公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、

長期かつ低利の資金の融通等の業務を行なう地方公

を図る観点から、段階的な縮減を図ることとしています。

あります。

第四に、同機構に対する国の関与につきましては、その設立及び定款の変更に際して総務大臣が認可を行うほか、この法律等に違反し、又は違反するおそれがある場合に限り、総務大臣は報告徵収若しくは立入検査又は違法行為等の是正要求を行うことができるとしております。

そのほか、公営企業金融公庫は平成二十年十月一日に解散するものとし、その権利及び義務につきましては、政府からの出資を除き、同機構が承継することとしております。また、同機構には、新たな業務に係る勘定のほか、公営企業金融公庫から承継する貸付債権の管理業務に係る勘定を設け、それぞれの勘定ごとに損益を明確に区分し、当該管理業務の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずることとしております。

以上が地方公営企業等金融機構法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。広田一君。

[広田一君登壇、拍手]

○広田一君 民主党・新緑風会の広田一でございます。

私は、会派を代表しまして、ただいま議題となりました地方公営企業等金融機構法案に関しまして質問をいたします。

本法案は、いわゆる行政改革推進法に基づき、先ほど菅総務大臣から御説明がございましたように、今まで地方公共団体に低利かつ安定した資金を融通していた公営企業金融公庫を廃止し、それに代わって、地方が全額出資をし、類似の業務を行なう地方公営等金融機構を設立するものであります。

そもそも政策金融改革は、平成十六年度末で約九兆円ある貸出し残高を平成二十年度末までに對GDP比で半減させ、資金の流れを官から民へ

改革をし、経済全体の活性化につなげていくことを目的としています。

確かに、日本政策投資銀行と商工組合中央金庫は完全民営化されます。しかしながら、公営企業金融公庫はいつたん廃止されますが、地方が設立

主体となる新組織として生き返ってきます。我が会派の金融の専門家である〇さんに言わせれば、死んだのに生き返るまるでゾンビのような機構だということになります。私はそこまでは言わなくとも、少なくとも官から官への看板の掛け替えではないかという疑問は払拭することはできません。そして、看板の掛け替えに伴う課題も多々ございます。

御承知のとおり、公営企業金融公庫は、水道、下水道、交通、病院など住民生活にはなくてはならない事業を貸付対象にしています。例えば、水道事業などは厳しい経営状態にあるケースが多いと思いますが、だからといって水道の供給を止められない場合にはいきません。定期的に施設の更新や、我が高知県でいえば南海大震災に対する震災対策もしなければなりません。住民生活を守るために必要な事業の設備整備を進める上でも、特に財政力の弱い地方公共団体にとりましては、公営企業金融公庫が行つてきた低利かつ安定した資金金融資本は自治体経営の上でも大変重要でございます。

よつて、なぜ今廃止をしなければならないのか、首長さんや自治体関係者からは疑問や不安の声が上がっております。その一方、私自身が直接複数の市町村長さんにお聞きしましたところ、この公営企業金融公庫が廃止をされる問題について十分理解されていない実態がございました。

国は、地方の疑問や不安の声をどのように受けているのか、そして公庫が廃止をされることについての地方現場の認識度をどの程度把握されているのかを質問しますとともに、この問題に関し、きちんととした説明責任を果たすべきと考えます。が、総務大臣の御所見をお伺いをいたします。

本法案には、国と新機構、すなわち地方との責

任と権限、役割分担がちぐはぐしているなど、不明確な点や懸念される点が散見されますので、以下、質問してまいります。

まず、組織の在り方についてであります。これまでの公営企業金融公庫を廃止をして、新たに地方公共団体が新機構を設立する際に発生する組織的なメリットとデメリットを明確にしていただきたいと思います。

その上で、新機構は、法第十四条、十九条にもあるように自律的な運営を行う組織を標榜しております。そう言えば聞こえはいいわけでございますが、要するに地方公共団体が資金の貸し手であり、その地方公共団体の子会社とも言える公営企業が借り手であります。つまり、実質的に貸し手と借り手が同じであります。地方のためとはいえた国責務は大変重いと見えます。

懸念することとして、資金の貸付けについては審査が甘くなるなどモラルハザードが起きる可能性がありますが、どう思われるのか、御所見をお伺いいたします。その対策として、適切な貸付審査体制を構築すべきと考えますが、人的な面も含め具体的にどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

そして、代表者会議に意見を言える経営審議委員会の設置、企業会計に準じた公会計の導入、監査などで透明性の確保や適切な外部チェックがなされると想いますが、課題はその実効性をどう担保するかであります。このことに対する御所見をお伺いをいたします。

北海道の夕張市など、今や自治体が破綻をする時代であります。それに伴い公営企業も破綻をする危険性が高まっています。より一層の借り手のガバナンスの強化も求められると思います。そこで、例えば公営企業の破綻法制の仕組みなどが必要と考えますが、御所見をお伺いをいたします。

次に、出資についてお伺いをいたします。

法第四条三項では、機構の資本金については、明確な点や懸念される点が散見されますので、以下、質問してまいります。

これまでの公営企業金融公庫を廃止をして、新たに地方公共団体が新機構を設立するにあたって、地方公共団体以外の者は出資できないこととされています。これも先ほど大臣の方から御説明がございました。安定した新機構の運営を目指すのであれば、地方公共団体以外の出資を硬直的にすべて排除することが合理的なのかどうかお伺いします。あわせて、出資対象を将来的に見直す余地、可能性はないのかもお伺いをしたいと思います。

このように、新機構に対して出資ができるのは地方公共団体に限定しながら、その一方で、これまで先ほど御説明がありましたように、すべての地方公共団体に対して出資することは義務付けられています。新機構から融資の必要性を感じない財政力の強い地方公共団体は出資を見合わせる可能性がございます。そうすると、新機構は財政力の弱い者の連合体になる懸念がございます。出資するか否かは、それこそ各地方政府の自主的な判断にゆだねるべきだと言わればそれまででございますが、法第一条にございましては、法律にも限定列举にとどめ大半を政令にゆだねるのは、権限は手放さず、口は出すけどお金は出さない典型であり、到底美しい国には似合わないやり方だと思います。せめて政令の中身は示すべきだと考えますが、御所見をお伺いをいたします。

あわせて、業務範囲の段階的縮小を図ろうとしています。出資するか否かは、そこそこ各地方政府の業務範囲の決定こそ新機構が地方の実態、ニーズを踏まえて自主的、彈力的に決めるべきものと考えますが、いかがでしょうか。次に、認可などに関する国の関与についてお伺いをいたします。

法第十条にありますように、新機構の設立認可是当然、総務大臣の認可事項であります。しかし、法第五条にありますように、設立後の定款変更まで総務大臣の認可が必要であるということには理解に苦しみます。民間同様、自主、自律して運営することを求めている以上、定款の変更は国会議に最終決定権をゆだねるべきと考えます。は関与せず、会社で言えば株主総会に当たる代表者が、御所見をお伺いをいたしました。

次に、引当金の処理についてお伺いをいたしました。

あわせて、設立認可の判断要件と思われる組織の運営基盤、市場からの厚い信認を確保するための必要な出資金はどの程度必要であると認可権者と現時点で考えているのか、総務大臣の御所見をお伺いをいたします。

その範囲につきましては、法第二十八条の二項にござります。すなわち、水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業、そして公営住宅事業、そ

の他政令で定めるものとあります。現行の公営企業金融公庫法施行令には、介護サービス事業、電気事業、産業廃棄物処理事業など、十八の業務が列挙されております。

今回、国は新機構、つまり地方に対しても、自律化に対することが合理的なのかどうかお伺いします。あわせて、出資対象を将来的に見直す余地、可能性はないのかもお伺いをしたいと思います。

このように、新機構に対して出資ができるのは地方公共団体に限定しながら、その一方で、これまで先ほど御説明がありましたように、すべての地方公共団体に対して出資することは義務付けられています。新機構から融資の必要性を感じない財政力の強い地方公共団体は出資を見合わせる可能性がございます。そうすると、新機構は財政力の弱い者の連合体になる懸念がございます。出資するか否かは、それこそ各地方政府の自主的な判断にゆだねるべきだと言わればそれまででございますが、法第一条にございましては、法律にも限定列举にとどめ大半を政令にゆだねるのは、権限は手放さず、口は出すけどお金は出さない典型であり、到底美しい国には似合わないやり方だと思います。せめて政令の中身は示すべきだと考えますが、御所見をお伺いをいたします。

あわせて、業務範囲の段階的縮小を図ろうとしています。出資するか否かは、そこそこ各地方政府の業務範囲の決定こそ新機構が地方の実態、ニーズを踏まえて自主的、彈力的に決めるべきものと考えますが、いかがでしょうか。次に、認可などに関する国の関与についてお伺いをいたします。

法第十条にありますように、新機構の設立認可是当然、総務大臣の認可事項であります。しかし、法第五条にありますように、設立後の定款変更まで総務大臣の認可が必要であるということには理解に苦しみます。民間同様、自主、自律して運営することを求めている以上、定款の変更は国会議に最終決定権をゆだねるべきと考えます。は関与せず、会社で言えば株主総会に当たる代表者が、御所見をお伺いをいたしました。

次に、引当金の処理についてお伺いをいたしました。

あわせて、公営企業金融公庫の解散などを規定した附則第九条以降で新旧勘定において引当金を承継するとしていますが、将来的に一部国に返還される可能性がある点などをどのように評価をされているのか、総務大臣と財務大臣の御所見をお伺いをいたします。

最後に、話は全く変わりますけれども、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

六月には総務省において学識経験者らによる研究会をスタートさせるとの報道もございますが、具体的にはどのような形のものを目指しておられるのか、現時点のお考えをお伺いいたします。

地方税は、そもそも身近な行政サービスに対する負担という考え方ございます。税制の専門家

は地方公共団体の負担で形成されたものであり、地方の立場に立てば新機構が全額承継するという主張はもっともあります。また、約二・七兆円でございます。これも先ほど大臣の方から御説明がございました。安定した新機構の運営を目指すのであれば、地方公共団体以外の出資を硬直的にすべて排除することが合理的なのかどうかお伺いします。あわせて、出資対象を将来的に見直す余地、可能性はないのかもお伺いをしたいと思います。

このように、新機構に対して出資ができるのは地方公共団体に限定しながら、その一方で、これまで先ほど御説明がありましたように、すべての地方公共団体に対して出資することは義務付けられています。新機構から融資の必要性を感じない財政力の強い地方公共団体は出資を見合わせる可能性がございます。そうすると、新機構は財政力の弱い者の連合体になる懸念がございます。出資するか否かは、それこそ各地方政府の自主的な判断にゆだねるべきだと言わればそれまででございますが、法第一条にございましては、法律にも限定列举にとどめ大半を政令にゆだねるのは、権限は手放さず、口は出すけどお金は出さない典型であり、到底美しい国には似合わないやり方だと思います。せめて政令の中身は示すべきだと考えますが、御所見をお伺いをいたします。

あわせて、業務範囲の段階的縮小を図ろうとしています。出資するか否かは、そこそこ各地方政府の業務範囲の決定こそ新機構が地方の実態、ニーズを踏まえて自主的、彈力的に決めるべきものと考えますが、いかがでしょうか。次に、認可などに関する国の関与についてお伺いをいたします。

法第十条にありますように、新機構の設立認可是当然、総務大臣の認可事項であります。しかし、法第五条にありますように、設立後の定款変更まで総務大臣の認可が必要であるということには理解に苦しみます。民間同様、自主、自律して運営することを求めている以上、定款の変更は国会議に最終決定権をゆだねるべきと考えます。は関与せず、会社で言えば株主総会に当たる代表者が、御所見をお伺いをいたしました。

次に、引当金の処理についてお伺いをいたしました。

あわせて、公営企業金融公庫の解散などを規定した附則第九条以降で新旧勘定において引当金を承継するとしていますが、将来的に一部国に返還される可能性がある点などをどのように評価をされているのか、総務大臣と財務大臣の御所見をお伺いをいたします。

最後に、話は全く変わりますけれども、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

六月には総務省において学識経験者らによる研究会をスタートさせるとの報道もございますが、具体的にはどのような形のものを目指しておられるのか、現時点のお考えをお伺いいたします。

地方税は、そもそも身近な行政サービスに対する負担という考え方ございます。税制の専門家

の間に、居住地以外への納税は受益者負担の原則を崩すとの批判があり、個人住民税を自治体間で移動させることで事務作業の手間が増えるとともに、都市、地方に新たな格差を生むなどといった批判も聞かれますが、御所見をお伺いをいたします。

あわせて、地方の現場は、地方税の分担り合いのおそれがあるふるさと納税よりも、安定した財源でもある地方消費税の拡充等を望んでいるのが実情ではないかと思いますが、このことについての御所見もお伺いします。

その地方消費税に関連しまして、消費税の増税についてお伺いをいたします。

安倍総理は、憲法改正のための国民投票法に関する議論を参議院議員選挙の争点としておつしやっています。しかも、それを、そのことこそが真摯な態度であるとまで言い切っています。それが、あるべき姿だと言いたいのです。そうであるとするならば、國民の生活に直結する消費税を増税するか否かを、参議院議員選挙の秋に先送りすることなく選挙の争点にすることこそが國民に対する真摯な態度だと思いますが、この点につきましての御所見を、総理がおりませんので財務大臣にお聞きをいたしまして、私の質問を終わります。

(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 広田議員からの質問に順次お答えをしてまいります。

まず、公庫の廃止と機構の設立に関する地方の認識と政府の説明責任についてお尋ねがありまし

た。

公庫廃止後の新組織については、行革推進法及び政策金融改革に係る制度設計に沿って、地方六団体から提出された制度設計案の考え方を参考にして制度設計を行ったものであります。総務省としても、これまでの機会をとらえて政府の方針を説明をし、地方との意見交換を通じ理解を得て

きたところでありますけれども、今後とも、地方側において十分な理解に基づき、新機構設立に向けた適切な検討が進められるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、公庫の廃止と機構の設立のメリット、デメリットについてお尋ねがありました。

地方債資金の自己調達を基本とする中で、機構は相対的に財政力の弱い市町村を中心として、自己調達に限界のある長期低利の安定的な資金を供給することを目指して設立をされるものであります。また、機構については、貸し手と借り手の同一性が高いことにかんがみ、無駄な融資が生じるのではないかという御指摘がありました。こうした問題が生じないよう、外部性を十分に確保した仕組みを構築したと考えております。

次に、機構のモラルハザードの可能性についてお尋ねがありました。

先ほどお答えしましたように、機構に関しては、代表者会議に半数の学識経験者を加えるなど十分に外部性を確保した仕組みを構築しており、貸付けに関しても外部有識者から成る経営審議委員会の意見を聞くこととされています。議員御懸念の点については対応は十分できるものと考

えております。

次に、機構の貸付審査体制についてお尋ねがありました。

機構が行う貸付審査等の業務に関しては、金融や地方財政等の高度な知識が求められるものでありますことを踏まえ、幅広い人材を活用することが期待されるところであります。今後、地方公共団体において検討が進められ、市場の信認が得られるよう適切な貸付審査体制が構築されるものと考

えられます。

次に、外部チェックの仕組みに関する実効性の担保についてお尋ねがありました。

経営審議委員会については、その意見を代表者会議に報告をし、尊重する義務を理事長に課し、

を公表することといたします。また、モラルハザードに対する指摘があつたことを十分に認識し、市場の厳しい評価に堪えられるよう、適切な人選その他委員会運営等がなされることにより、外部チェックが十分機能し、規律ある運営が行われるものと認識をいたしております。

次に、公営企業の健全性を確保する仕組みについてお尋ねがありました。

地方公営企業等金融機構は公営企業を中心に貸付けを行う組織であり、その前提として、貸付先である公営企業を含めた地方公共団体の財政規律の確立が極めて重要であると認識をいたしております。このため、今国会に地方公共団体の財政の健全化に関する法律案を提出をいたしているところであります。本法案では、申出によつて財政再建を行う仕組みである現行の再建制度を抜本的に見直しをし、普通会計に公営企業会計等を連結した指標を設けるとともに、公営企業の経営悪化の初期の段階から自律的かつ計画的な経営改善を促す仕組みを導入することといたします。

次に、機構への出資及び将来的な見直しの余地についてお尋ねがありました。

機構は、地方が自ら設立をし、主体的に運営する法人であることを踏まえ、法案上、機構への出資者を地方公共団体に限定をしているところであります。この趣旨を踏まえると、今後とも地方公共団体に限定はいたしません。

機構は地方が自ら設立をし、主体的に運営する法人ですが、今回の政策金融改革の目的は、政策金融の役割を縮小し、地方債資金の自己調達を基本とするものであります。この趣旨を踏まえ、機構の貸付対象事業については、民間からの調達では限界のある長期の事業であつて、住民生活に密着をした社会資本整備事業に限定をしていくこととしたところであります。

次に、定款変更の認可についてお尋ねがありました。

機構の定款変更については、適法性を担保する観点からの必要最小限のチェックとして総務大臣が認可することといたしております。これは、機構の公的性質にかんがみ、定款の内容が法令に規定している事項に違反していないかについて、法を所管する大臣として確認をするものであります。

次に、引当金の考え方についてお尋ねがありました。

機構への具体的な出資額、団体別の出資額等についてお尋ねがありました。

資産、負債の承継において、現公庫の財務基盤の大半を占める債券借換損失引当金については、

るところであります。具体的な現行の政府出資、百六十六億円を自らのものと伺つており、組織の財務基盤が確立されるとともに、機構の市場における信認が確保されるよう適切に判断されるものと期待をいたしております。

次に、機構の政令で定める事業についてお尋ねがありました。

機構の貸付対象事業については、民間からの資金調達には限界がある長期資金であつて、貸付規模が大きい事業について、水道、交通など五事業について法案に規定し、その他事業については政令で定めるところとしたところであります。政令で定めるところとしたところであります。

次に、機構の業務範囲についてお尋ねがありました。

機構は地方が自ら設立をし、主体的に運営する法人ですが、今回の政策金融改革の目的は、政策金融の役割を縮小し、地方債資金の自己調達を基本とするものであります。この趣旨を踏まえ、機構の貸付対象事業については、民間からの調達では限界のある長期の事業であつて、住民生活に密着をした社会資本整備事業に限定をしていくこととしたところであります。

次に、定款変更の認可についてお尋ねがありました。

機構の定款変更については、適法性を担保する観点からの必要最小限のチェックとして総務大臣が認可することといたしております。これは、機構の公的性質にかんがみ、定款の内容が法令に規定している事項に違反していないかについて、法を所管する大臣として確認をするものであります。

次に、引当金の考え方についてお尋ねがありました。

機構への具体的な出資額、団体別の出資額等についてお尋ねがありました。

資産、負債の承継において、現公庫の財務基盤の大半を占める債券借換損失引当金については、

新たな貸付けに係る一般勘定及び既往の債権管理を行いう管理勘定について、将来にわたる経営の持続可能性を確保するために必要な資産を精査した結果、平成二十年十月時点において予想される債券借換損失引当金残高、おおむね三・四兆円全額を引き継ぐこととしたとしております。

次に、引当金の承継に関する政令への委任についてお尋ねがありました。債券借換損失引当金の承継については、将来にわたる経営の持続可能性を確保するため、平成二十年十月時点において予想される債券借換損失引当金残高につき、新勘定おおむね二・二兆円、旧勘定おおむね一・二兆円、合わせておおむね三・四兆円全額を引き継ぐこととしたとしておりました。が、今後の決算の状況等に踏まえ詳細な金額等について確定させることが必要であり、政令によって規定をすることとなります。

次に、引当金について、将来一部が国に返還される可能性があることについてお尋ねがありました。債券借換損失引当金については、新旧両勘定それぞれにおける経営の持続可能性を確保するため新機構に承継されるものであります。よって、旧勘定においてその業務が終了した場合、また機構の経営状況を踏まえつつ、業務が円滑に遂行されていると認められた場合において、現公庫の債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められる場合には、所期の目的を達成したものとして、国に帰属することが妥当と考えております。

次に、ふるさと納税の制度の具体化についてお尋ねがありました。ふるさと納税は、地域に対する真摯な思いを生かし、地方の活性化にも資する仕組みを税制として構築しようとするものであります。近く、地方公共団体の長や税の専門家等に、研究会を設置して検討を開始することとしたとしております。実現に向け研究会で議論を進め、年末の税制改正に間に合つよう基本的な考え方を取りまとめてまいり

ます。

次に、ふるさと納税に対する意見についてお尋ねがありました。

ふるさと納税については、御指摘のような意見もあろうかと思いますけれども、地域に対する真摯な思いを生かし、地方の活性化に資すという方針性は多くの国民の皆さん御理解をいただけるものではないかと考えております。

最後に、ふるさと納税よりも地方消費税の拡充をとのお尋ねがありました。

地方分権を推進する観点から、地方税の充実を図ることが重要であることは当然であり、今後、税率移譲を含む税源配分の見直しを行い、国と地方の税率比率一対一を目指してまいりたいと思いまます。その際には、地方消費税などの充実により、できるだけ偏在度の小さい地方税体系を構築してまいりたいと思います。

以上です。(拍手)

〔國務大臣尾身幸次君登壇、拍手〕

○國務大臣(尾身幸次君) 広田議員の御質問にお答えいたします。

地方公営企業等金融機関による引当金の承継についてのお尋ねがありました。

今回、地方公営企業等金融機関の将来にわたる

安定的な運営を確保するため、公営企業金融公庫の債券借換損失引当金等の全額について、新規の債務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められる場合には、所期の目的を達成したものとして、国に帰属することが妥当と考えております。

こうした状況にあることから、ふるさと納税よりも地方消費税の拡充等を望んでいるとの御指摘については、私としては、今後、地域間の財政力格差問題は地方団体間の調整で対応すべきであるという基本的な考え方方に立つた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

消費税についてのお尋ねがありました。

税制改革については、政府として本年秋以降、

本格的な議論を行い、二〇〇七年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組むこととしております。

消費税については、こうした税体系の抜本的改革

ふるさと納税についてのお尋ねがありました。現在、地域間の財政力格差が拡大する傾向があり、早急な対応が必要であるとの点において総務大臣とも認識をともしております。

御指摘のふるさと納税制度につきましては、基

本的には住民税の問題と考えておりますが、租税制度の根幹にかかる問題であり、今後、十分慎重な検討が必要であると考えております。

次に、地方消費税等に関するお尋ねがありました。

国と地方の財政状況を比較いたしますと、債務残高の税収に対する比率は国が十五・三倍、地方は三・五倍であり、プライマリーバランスは国が四・四兆円の赤字、地方は五・四兆円の黒字であるなど、国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況にあることをまず御理解いただきたい

と思います。

他方、個別自治体の財政力を見ますと、地方法人二税の税収が急速に回復していること等を背景に、地方交付税で歳入を補てんしている自治体がある一方、東京のように一・四兆円という大幅な財源超過を有する自治体が発生するなど、地域間の財政力格差が拡大しているという状況にあります。

こうした状況にあることから、ふるさと納税よりも地方消費税の拡充等を望んでいるとの御指摘については、私としては、今後、地域間の財政力格差問題は地方団体間の調整で対応すべきであるという基本的な考え方方に立つた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

消費税についてのお尋ねがありました。

税制改革については、政府として本年秋以降、

本格的な議論を行い、二〇〇七年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組むこととしております。

消費税については、こうした税体系の抜本的改革

○議長(扇千景君) 日程第一 統計法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

の中で議論を行っていく必要があると考えております。このような方針は、安倍総理の施政方針演説においても明らかにされております。(拍手)

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 日程第一 統計法案(内閣提出、衆議院送付)を議題となりました。

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山内俊夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山内俊夫君登壇、拍手〕

官 報 (号 外)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたしました。  
〔投票終了〕

投票總數  
贊成 百九十六

反対 よつて、本案は全会一致をもつて可決されま  
した。(拍手) ○

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしま  
す。

午前十時三十五分散会

出席者は左のとおり。

副議長 議長  
今泉 扇  
昭君 千景君

議員  
近藤正道君  
浜田昌良君

鰐淵	洋子君	又市	征治君
谷合	正明君	澤	雄二君
小泉	昭男君	大田	昌秀君
遠山	清彦君	浮津	とも子君
山本	香苗君	潤上	貞雄君
渡辺	孝男君	山本	保君
高野	博師君	福本	潤一君
世耕	弘成君	鶴保	庸介君
福島	みづほ君	加藤	修一君
西田	実仁君	松	あきら君

平成十九年五月十六日 参議院会議録第二十五号

議長の報告事項

弘友	中川	風間	和夫君
義雄君	山口那津男君	浜四津敏子君	昶君
白浜	山崎	正昭君	一良君
木庭健太郎君	若林	正俊君	北川イッセイ君
北川イッセイ君	坂本由紀子君	中川	雅治君
関口 昌一君	岡田	野村	哲郎君
鶴見 勝也君	山谷えり子君	大仁田	直樹君
阿部 駿介君	岩城	中村	治子君
鈴木 政二君	山崎	有村	博彦君
阿部 正俊君	大仁田	山崎	厚君
秀 二君	北岡	大仁田	光英君
泰三君	市川	中村	信也君
清水嘉与子君	佐藤	有村	力君
後藤 祥肇君	鴻池	山谷えり子君	正俊君
松村 敏栄君	沓掛	鶴見 勝也君	政二君
吉田 博美君	吉田	鶴見 勝也君	正俊君
小林 治郎君	小林	鶴見 勝也君	正俊君
愛知 温君	愛知	鶴見 勝也君	正俊君
吉田 博美君	吉田	鶴見 勝也君	正俊君
秀昭君	田村	鶴見 勝也君	正俊君
祥史君	松村	鶴見 勝也君	正俊君
博子君	後藤	鶴見 勝也君	正俊君
敏栄君	水落	鶴見 勝也君	正俊君
英利君	外添	鶴見 勝也君	正俊君
要 一君	西島	鶴見 勝也君	正俊君
浩太郎君	野上浩太郎君	鶴見 勝也君	正俊君
啓雄君	中島	鶴見 勝也君	正俊君
荒木 芳正君	山内	溝手 顕正君	山下 栄一君
清寛君	草川 昭三君	田村耕太郎君	吉村剛太郎君
一郎君	吉村剛太郎君	河合 常則君	椎名 一保君
芳正君	未松 信介君	秋元 顺三君	萩原 司君
清寛君	二之湯 智君	岸 岩永	顯雄君
一郎君	岡田 佐藤	山本 景山俊太郎君	宏 広君
吉村剛太郎君	田浦	小泉 況英君	直紀君
吉村剛太郎君	岡田	秋元 顺三君	昭郎君
吉村剛太郎君	秋元	萩原 司君	昭郎君
吉村剛太郎君	萩原	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君

山下 英利君  
松村 脇 加納  
中原 龍二君  
西田 爽吉君  
竹山 雅史君  
倉田 寛之君  
尾立 源幸君  
富岡 由紀夫君  
下田 裕君  
柳澤 鈴木  
藤本 祐司君  
那谷屋 正義君  
芝 銀陽悦君  
若林 敦子君  
松井 光美君  
峰崎 博一君  
福山 秀樹君  
木俣 孝治君  
加藤 哲郎君  
廣野 たし君  
木俣 丈文君  
円 元君  
小林 敏幸君  
田名部 直樹君  
北省直君  
西岡 秀央君  
渡辺 一君  
島田 義一君  
蓮 義一君  
角田 秀成君  
広田 武大君  
仁比 司君  
犬塚 幸成君  
前川 清成君  
岩本 徹君  
島田智哉子君  
直史君  
聰平君  
マリエイ君

大野つや子君	矢野哲朗君
谷川秀善君	太田豊秋君
島尻安伊子君	中曾根弘文君
藤末健三君	櫻井新君
松下新平君	荒井広幸君
足立信也君	白眞勲君
池口修次君	小林正夫君
森ゆうこ君	主濱了君
工藤堅太郎君	郡司彰君
櫻井充君	北澤俊美君
浅尾慶一郎君	高嶋直行君
増子輝彦君	和田ひろ子君
北澤良充君	江田五月君
直嶋正行君	和田ひろ子君
和田ひろ子君	山下八洲夫君
高嶋良充君	大久保勉君
江田五月君	紙智子君
和田ひろ子君	林久美子君
山下八洲夫君	小林美恵子君
大久保勉君	津田弥太郎君
鈴木寛君	水岡俊一君
櫻葉賀津也君	大門実紀史君



## 審査報告書

## 統計法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月十五日

総務委員長 山内 俊夫  
参議院議長 扇 千景殿  
要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い、国民のニーズに柔軟に対応した公的統計の整備が要請されている状況等にかんがみ、公的統計の作成及び提供に関する事項を定めるることにより、統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。  
一、国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう、社会経済情勢や国民意識の変化情報通信技術の進展等を踏まえ、調査方法の見直しを進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底すること。  
二、公的統計の作成に当たっては、行政機関相互の密接な連携を図り、地方公共団体や独立行政法人等とも協力しながら、慎重な取扱いと運用の透明性を確保しつつ、行政記録や情報通信技術の活用等により、統計の一層の正確性・信赖

性の向上を図るとともに、調査対象者の報告負担の軽減に努めること。

三、オーダーメード集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進に当たつては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確

保することを始めとして、個人情報が本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すること。

四、公的統計の民間開放については、市場化テストの結果を踏まえ、公的統計に対する国民の信頼の確保、民間における統計作成能力の向上、行政の整理合理化等多角的な観点から、独立行政法人統計センターの組織、業務等の在り方を含め、総合的に検討すること。

五、公的統計についての司令塔機能が複数の組織に分立していることから、総合調整に支障が生ずることのないよう、眞の司令塔機能を確立するとともに、統計委員会の組織の充実を図り、その意見を十分尊重すること。

六、統計の作成には専門性が不可欠であることにかんがみ、高度の専門人材の育成及び確保に向けて、統計に携わる職員の任用・研修等を計画的に行うとともに、統計教育の振興に努めること。

七、地方公共団体による統計調査に係る総務大臣への届出規定の運用に際しては、地方分権の理念を尊重し、地方公共団体の自主性を損なうことのないようにすること。

右決議する。

## 統計法案

本法施行のため、平成十九年度一般会計予算(内閣府所管)に統計委員会に必要な経費として二千四十五万二千円が計上されている。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

平成十九年五月十五日

参議院議長 扇 千景殿

洋平

## 統計法案

## 統計法

第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。)

二 法律により直接に設立された法人、特別の法人をいう。

三 法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政令により認可を要する法人のうち、政令で定めたもの

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 公的統計の作成

第三章 基幹統計(第五条―第八条)

第四章 調査票情報等の保護(第三十九条―第四十三条)

第五章 統計委員会(第四十四条―第五十一条)

第六章 雜則(第五十二条―第五十六条)

第七章 罰則(第五十七条―第六十二条)

附則

第一章 総則

第二章 公的統計の作成

第三章 基幹統計(第五条―第八条)

第四章 調査票情報等の保護(第三十九条―第四十三条)

第五章 統計委員会(第四十四条―第五十一条)

第六章 雜則(第五十二条―第五十六条)

第七章 罰則(第五十七条―第六十二条)

附則

第一章 総則

第二章 公的統計の作成

第三章 基幹統計(第五条―第八条)

第四章 調査票情報等の保護(第三十九条―第四十三条)

第五章 統計委員会(第四十四条―第五十一条)

第六章 雜則(第五十二条―第五十六条)

第七章 罰則(第五十七条―第六十二条)

附則

第一章 総則

第二章 公的統計の作成

第三章 基幹統計(第五条―第八条)

第四章 調査票情報等の保護(第三十九条―第四十三条)

第五章 統計委員会(第四十四条―第五十一条)

第六章 雜則(第五十二条―第五十六条)

第七章 罰則(第五十七条―第六十二条)

を求めることが規定されているもの

### 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関する行うもの

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを行う。

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

10 この法律において行政記録情報とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第二項に規定する行政文書をいいう。)に記録されているもの(基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。)をいう。

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によつて集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができないものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないよう報との照合による識別を含む。)ができるよう加工したものをいう。

### (基本理念)

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

2 公的統計は、適かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

5 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

6 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

7 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

8 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

9 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

10 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

11 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

12 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

### 6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第七章 公的統計の作成

第一節 基幹統計

(国勢統計)

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計(以下この条において「国勢統計」という。)を作成しなければならない。

第六条 総務大臣は、前項に規定する全数調査(以下「国勢調査」という。)を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行つた年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

第七条 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行ふ、国勢統計を作成することができる。

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第九条 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十条 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を受けたときに、容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

第十一条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民经济計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準(以下この条において単に「作成基準」という。)を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

第十二条 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十三条 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十四条 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けるときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条 総務大臣は、前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

四 報告を求める者

五 報告を求めるために用いる方法

### による指定 以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聽かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

(基幹統計の公表等)

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第九条 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十条 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

第十一条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民经济計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準(以下この条において単に「作成基準」という。)を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

第十二条 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十三条 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十四条 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けるときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条 総務大臣は、前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

四 報告を求める者

五 報告を求めるために用いる方法

六 省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定

# 官 報 (号 外)

		六 報告を求める期間	
七 集計事項			
八 調査結果の公表の方法及び期日			
九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項			
3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。		4 総務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、統計委員会の意見を聽かなければならぬ。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。	
(承認の基準)			
第十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。		一 前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。	
二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。		三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。	
(基幹統計調査の変更又は中止)			
第十一條 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。		第十五條 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。	
2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。		2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
(措置要求)		3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第十二条 総務大臣は、第九条第一項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることがで		(地方公共団体が処理する事務)	
第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。		2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。	
(報告義務)		3 第一項の規定により報告を求められた者が未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。	
(統計調査員)		4 第一項の規定により報告を求めることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取り得してはならない。	
第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。		第五款 一般統計調査	
(一般統計調査の承認)		第一款 一般統計調査の実施に關する事項は、命令で定め(命令への委任)	
第十五条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。		第二款 一般統計調査	
(承認の基準)		第三款 地方公共団体が行う統計調査	
第二十条 総務大臣は、前条第一項の承認に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。		第四款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査	
二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。		第五款 地方公共団体が行う統計調査	
(一般統計調査の変更又は中止)		第六款 地方公共団体が行う統計調査	
第二十一条 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。		第七款 地方公共団体が行う統計調査	
(政令で定めるところにより、地方公共団体の長)		第八款 地方公共団体が行う統計調査	
第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、		第九款 地方公共団体が行う統計調査	
2 前項の規定は、前項に規定する一般統計調査の変更の承認について準用する。		第十款 地方公共団体が行う統計調査	
(変更の承認について準用する)		第十一款 地方公共団体が行う統計調査	
3 又は教育委員会が行うこととすることができるもの求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聽かなければならない。		第十二款 地方公共団体が行う統計調査	
(報告義務)		第十三款 地方公共団体が行う統計調査	
第十七条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を認認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取り得してはならない。		第十四款 地方公共団体が行う統計調査	
第十八条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に關する事項は、命令で定め(命令への委任)		第十五款 地方公共団体が行う統計調査	
(基幹統計調査と認認させる調査の禁止)		第十六款 地方公共団体が行う統計調査	
第十九條 何人も、國勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を認認させるよう表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取り得してはならない。		第十七款 地方公共団体が行う統計調査	
(基幹統計調査と認認させる調査の禁止)		第十八款 地方公共団体が行う統計調査	
第二十条 行政機関の長は、第十九条第一項の承認に係る一般統計調査が次に掲げる要件のいずれかに適合しなかつたとき、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。		第十九款 地方公共団体が行う統計調査	
(報告義務)		第二十款 地方公共団体が行う統計調査	
第二十二条 総務大臣は、第十九条第一項の承認に係る一般統計調査が次に掲げる要件のいずれかに適合しなかつたとき、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。		第二十一款 地方公共団体が行う統計調査	
(報告義務)		第二十二款 地方公共団体が行う統計調査	
第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に關し政令で定めた事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。		第二十三款 地方公共団体が行う統計調査	
(一般統計調査の結果の公表等)		第二十四款 地方公共団体が行う統計調査	
第二十四条 地方公共団体、地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ。の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。		第二十五款 地方公共団体が行う統計調査	
(調査の名稱及び目的)		第二十六款 地方公共団体が行う統計調査	





二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

(所掌事務)

各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託

を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の秘密義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者

又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務に従事する者若しくは従事している者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第五章 統計委員会  
(設置)  
第五章 統計委員会  
第四十四条 内閣府に、統計委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第五章 統計委員会  
(委員長)

第五章 統計委員会  
(委員の互

(所掌事務)

の権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第四十六条 委員会は、委員三人以内で組織する。

(資料の提出等の要求)

第四十五条 委員会は、この法律の規定によりそ

る。

(公的統計の作成方法に関する調査研究の推進

等)

第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するた

め必要があると認めるときは、関係行政機関の

長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その

他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第四十七条 委員及び臨時委員は、学識経験のあるときには、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第五十二条 委員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第五十三条 委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第五十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十五条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るために、インターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表等)

第五十六条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。),事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十七条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十八条 委員は、再任されることができる。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十九条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(公的統計の所在情報の提供)

第六十条 委員は、非常勤とする。

(公的統計の所在情報の提供)

第六十一条 届出独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立

選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す

る。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(公的統計の作成方法に関する調査研究の推進

等)

第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するた

め必要があると認めるときは、関係行政機関の

長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その

他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第五十二条 委員及び臨時委員は、学識経験のあるときには、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第五十三条 委員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るために、インターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十六条 委員は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十七条 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、

総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

## 官 報 (号 外)

### (資料の提出及び説明の要求)

第五十六条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののはか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の關係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

### 第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関する知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関する知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は從事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円

以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

三 第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事している者

(最初の国勢調査の実施時期)  
第四条 新法第五条第一項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十二年に行うものとする。

(指定統計に関する経過措置)  
第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法(以下「旧法」という。)第二条の規定により指定を受けている指定統計(施行日において総務大

号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

### 附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第五章並びに附則第三条及び第二十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(統計報告調整法の廃止)  
第二条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)は、廃止する。

(準備行為)  
第三条 改正後の統計法(以下「新法」という。)第六条の規定による作成基準の設定、新法第二十七条の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八条の規定による統計基準の設定及び新法第三十五条の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法の例によりすることができる。

2 施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査(行政機関が届け出たものに限る)については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十九条第一項の規定にかかるらず、総務大臣の承認を受けることを要しない。

3 施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査のうち、地方公共団体が届け出た統計調査については、施行日において新法第二十四条第一項の規定により届け出られた統計調査と、独立行政法人等が届け出た統計調査であつて施行日以後新法第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものについては、施行日において同条の規定により届け出られた統計調査とみなす。

(調査票の使用に関する経過措置)  
第八条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第二項の規定により調査票を使用している者は、

施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新法の規定にかかるらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

2 施行日前にされた旧法第十五条第一項の承認

臣が公示したものに限る。)は、新法第二条第四項第三号の規定により指定を受けた基幹統計とみなす。

### (指定統計調査に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧法第七条第一項の規定により承認を受けた指定統計調査(同条第二項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものは)は、新法第九条第一項の規定により承認を受けた基幹統計調査とみなす。

の申請であつて、この法律の施行の際、承認又は不承認の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

(調査票及び統計報告に関する経過措置)

第九条 旧法の規定により指定統計を作成するためを集められた調査票に記録されている情報は、新法の規定による基幹統計調査に係る調査

票情報をとみなす。

2 旧法の規定により届出統計調査(行政機関が行ったものに限る)によって集められた調査票に記録されている情報は新法の規定による一般統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(地方公共団体が行つたものに限る)によって集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により届出独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(独立行政法人等が行つたものであつて施行日以降新法第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る)によって集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により届出独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報をとみなす。

れる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報については、適用しない。

(結果の公表に関する経過措置)

第十条 施行日前に公表されていない指定統計調査の結果に対する旧法第十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(統計報告の微集に関する経過措置)

第十二条 施行日前に旧統計報告調整法第四条第一項の承認を受けた統計報告の微集は、旧統計報告調整法第五条第二項の規定により定められた承認の期間が満了するまでの間は、新法第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査とみなす。

(異議の申出に関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧統計報告調整法第十一条第一項の規定に基づき総務大臣に対してなされた異議の申出の手続については、なお従前の例による。

(旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力)

第十四条 施行日前に旧法若しくは旧統計報告調整法又はこれらに基づく命令の規定によつてしめた処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれはこれに基づく命令の相当の規定によつてしめたものとみなす。

(条例との関係)

第十一条 第二条の規定による廃止前の統計報告調整法(以下「旧統計報告調整法」という。)の規定により統計報告の微集によつて得られた統計報告に記録されている情報は、新法の規定による一般統計調査に係る調査票情報とみなす。ただし、新法第三十二条から第三十八条まで、第四十条第一項及び第五十二条の規定は、統計報告のうち旧統計報告調整法第四条第二項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いら

当該行為に係る部分については、この法律の施行とともに、その効力を失うものとする。

前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の百十四第三項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計」を「統計法(平成十九年法律第一号)第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

第七十二条の百十五第一項中「本条」を「この条」に、「第二条に規定する指定統計」を「第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

第十五条 地方公共団体の条例の規定で、新法でのうち旧統計報告調整法第四条第二項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いら

計法(平成十九年法律第一号)第二条第六項に規定する基幹統計調査(以下「基幹統計調査」という。)に改め、同表第三十二号及び第三十五号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改めること。

第三十七条第三項の表第十四号中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査(以下「指定統計調査」という。)」を「統

の次に次のように加える。

官 報 (号 外)

(総務省設置法の一部改正)

**第二十三条** 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

調査又は報告徵集(第八十五号において「統計調査」という。)を「統計調査」に、「基準の設定

及び調整」を「及び調整並びに統計基準の設定」に改め、同条第八十三号中「並びに資格の認定」を削る。

**第二十四条 独立行政法人統計センター法(平成  
(独立行政法人統計センター法の一部改正)**

改正する。

**第十八号**、**第十八条**を「統計法(平成十九年法律第十五号)第十六条」に改める。

## **第十五条 削除**

投票者氏名

日程第一 統計法案(内閣提出、衆議院送付)  
賛成者氏名  
一九六〇

青木	有村	秋元	愛知
幹雄君	治子君	信也君	治郎君
市川	一朗君	岩井	司君
岩城	光英君	國臣君	
魚住	汎英君	岩永	
大仁田	厚君	小野	
		清子君	
		浩美君	
		大野つや子君	

平成十九年五月十六日 参議院会議録第二十五号

投票者氏名

ETCシステムにおける新たな利用者負担の解消とORSEの廃止等に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年五月七日

参議院議長 扇 千景殿

荒井 広幸

(号)外

ETCシステムにおける新たな利用者負担の解消とORSEの廃止等に関する質問主意書

私は新党日本の議員であるが、参議院で一人であるので無所属扱いとなつてゐる。このため、国政一般について幅広く質疑を行なうことができる予算委員会、決算委員会には割当がないことから、質問主意書という手法で政府の姿勢を問うものである。

近年、有料道路自動料金収受システム、すなわちエレクトロニック・タウール・コレクション・システム(以下「ETCシステム」という。)の利用・普及が目覚ましく拡大している。日本道路公団を中心とする道路関係四公団(以下「公団」という。)の民営化関係法案が成立した平成十六年頃は、ETCシステムの利用率は二十一パーセント程度であったが今や三倍以上の六十七・七パーセントとなつており、ETC車載機のセットアップ台数も四百万台程度であつたものが、四倍以上の千七百万台となつてゐる。この急激なETCシステムの利用・普及拡大の背景には、公団の民営化の際に、世界一高い高速道路の通行料金の引下げが焦点となり、ETCシステムの利用に限つて割引制度が導入された経緯がある。ただし、当初、全

国平均で約一割とされていたはずの料金引下げ

が、なぜETCシステムの利用にのみ限られたのか、私は大いに疑問を持つてゐる。それは、ETCシステムの利用については、高価なETC車載器、クレジットカードの発行に依存した決済システムの構築、財団法人道路システム高度化推進機

収を目的とした公益法人の存在など、その必要性を疑う不透明な部分が存在してゐるからである。

それは、既得権益打破を高らかにうたつた小泉改革の民営化の下、その陰で産官による新たな既得

権益とも呼べる国民負担を強いるシステムが作り上げられてきた証左ではないかと考えてゐる。この疑問を明らかにして、ETCの利用にまつわる不透明な部分を正し、日本の高速道路の料金収受体制を真に透明性のある公正・公平なものにしたいとの観点から、以下質問する。

一 当初、公団民営化の成果として全国平均で約一割としていたはずの料金引下げが、ETCシステムの利用のみに限られた経緯と理由について示されたい。

二 ETC車載器の現在の平均的な単価を明らかにされたい。また、ETC車載器のセットアップ台数は、累積で千七百万台であるが、ETC車載器にかかるメーターの売上額の累積額を明らかにされたい。

三 諸外国における有料道路の通行料金の電子決済の概要を示されたい。また、電子決済に使用する車載器一台当たりの利用者の購入額について日本との比較を示されたい。特に、シンガポールのように日本のETCシステムと同様の制度を採用する国での車載器一台当たりの額を示されたい。

六 ETCを使って高速道路を通行すると、クレジットカードの金融機関の登録口座から利用金

示されたい。

四 諸外国において、有料道路の通行料金の割引制度の概要を示されたい。特に、電子決済を採用している場合に、電子決済以外の通行料金に對しても割引制度を導入している事例があれば示されたい。

五 平成十七年十月に公団が完全民営化されたが、その後に、民営化された各高速道路株式会社はクレジットカードの発行を前提としないETCパーソナルカードを発行している。そもそも、民営化の成果とされる高速道路の料金引下げは、公団の民営化という改革の名の下に行われた「国策」であり、あまねく全国民に行き渡るべきものである。また、道路の通行から得られるサービスの質は、道路の公共性を考えると、国民のだれしもがひとしく受け取ることがべきならないと考える。

しかし、ETCシステムの利用の前提として、クレジットカードの発行が必要となるならば、その発行自体が信販会社の審査にゆだねられ、単にETCシステムの利用負担を支払うかどうかだけの問題ではなく、民間会社が設けた非公開の基準により、民営化の成果による通行料金の割引やETCの利用によるサービスを享受できる国民と、そうでない国民を選別するものにつながるものと思われる。なぜ、政府は公

團時代からETCパーソナルカードよりも先に、クレジットカード方式によるETCシステムを選択・導入・推進してきたのか、その理由を示されたい。

六 ETCを使って高速道路を通行すると、クレジットカードの金融機関の登録口座から利用金者が採用するバスモは、民間会社が運営している。仮に、ORSEを存続すると言うのであれば、民営化された各高速道路株式会社が、ORSEの業務を行うことが不可能である理由を示されたい。

八 ORSEに事業を行わせることを明記した省

令を制定した理由をその経緯とともに明らかにされたい。

九 ORSEは高度なセキュリティ対策が必要だとしているが、ORSEが提供する情報・安全確保規格は、いわゆるセキュリティの評価として国際標準規格（ISO一五四〇八）では、どのようない評価を獲得しているか示されたい。また、識別処理情報についても同様に示されたい。

十 電子決済の技術は、日進月歩で発展してきた。スイカやバスモは、現金をチャージさえすれば使用可能で、利用者側の負担もデポジット料金五百円を使用開始の際、一回支払うのみで、使用しなくなつたときは事業者にカードを返せばデポジット料金は戻つてくるシステムになつていて、こうしたものを目撃したりするといふと、高価な車載器を買わされ、電子決済の度に別に料金を金融機関から差し引かれ、情報安全管理と言つてはORSEから手数料を差し引かれる現在の有料道路の決済システムは、利用者に過度の負担を強いているものと思われるを得ない。ETCシステムの利用を、現金をチャージするだけの無記名カードに切り替えれば、公団時代のプリペイドカードのように個人情報や鍵情報など識別情報の管理の必要性から、公益法人までも設立する必要はないと考えるが、政府の見解を示されたい。

十一 平成十七年度の事業報告書を見ると、平成十一年度からの鍵情報発行数は千四百七十万件のことである。その鍵の種類については、車両SAM鍵情報やETCカード用鍵情報があるとされるが、それぞれの一件当たりの発行手数料の額について、鍵情報の種類ごとの収入額、さらに全体額を年度ごとに示されたい。

十二 ORSEが、何に基づいて対価の額を決定しているのか示されたい。事業報告書を見る

と、手数料収入は予算段階よりも決算段階で多くなつてゐるケースが見受けられる。仮に、実費を勘案して決定しているならば、予想を上回るETCシステムの利用・普及が促進された場合、結果として手数料を高く取り過ぎる結果になると思うが、政府の見解を示されたい。

十三 セットアップ情報の手数料について、現在は「キャンペーン」と称して徴収していないようであるが、これまでの年度ごとの徴収の経緯と、徴収しないことに至つた理由を示されたい。

十四 事業報告書では、有料道路事業者等に対し路測機用の鍵を四百八十三件発行したとあるが、この路測機用の鍵の発行手数料を示されたい。

十五 スマートインターチェンジの設置について、国土交通省に鍵情報を発行したとしているが、一件当たり得た対価を示されたい。また、平成十六年からの社会実験でORSEに支出されている国費の内訳を示されたい。

十六 そのほかにORSEが徴収している手数料があれば、一件当たりの額、件数、これまでの収入を示されたい。

十七 ORSEは、セットアップ事業者と契約を

い。

十八 ORSEの平成十七年度決算書を見ると、収入の予算額と決算額の増減が激しい。(1)鍵使

用料収入の予算額は約八億二千万円であるが、決算額は約十四億七千万円と約六億五千万円増えてい

る。(2)セットアップ収入の予算額は約十三億九千万円と約八億一千万円も増えている。(3)受託収入の予算額は約五億七千万円減っている。(4)ETCリース等支援事業収入の予算額は

四十七億五千万円であったが、決算額は約四十二億二千万円と約五億二千万円減っている。こ

のように収入項目ごとに予算額と決算額が半分以上も上下するような年間の財務見通しを立てたのが、健全な財政運営を行ひ得る団体であるとか、政府の見解を示されたい。

十九 ORSEの調査研究事業の内容について発注者と発注内容の内訳を示されたい。特に、ETCの社会実験関係が多いのではないかと推測するが、仮に発注者が国である場合、競争入札によるものか、随意契約によるものか、その内訳とともに示されたい。

二十 ORSEの十七名の役員の内訳を見ると、常勤役員五名のうち公務員出身者は三名

(国土交通省出身二名、警察庁出身一名、非常勤役員二名)のうち公務員出身者は二名(経済産業省(旧通商産業省含む)出身二名、国土交通省出身二名)の合計六名である。これらの者の

役員報酬規定について示されたい。また、各省

庁からの役員採用の人は実績として固定化されたものとなつてゐるか明らかにされたい。

二十一 諸外国において、ORSEのような公益法人を設立し、ETCシステムのような自動料金収受システムの利用にかかる鍵情報、車載器のセットアップ情報、路測機用の鍵等につい

て、対価を徴収している事例があれば示されたい。また、諸外国においてはどのような事業体が利用者に識別処理情報等を付与しているのか示されたい。

二十二 ORSEの総資産については平成十五年度末には四十五億円であったものが、平成十七年度末には七十一億円と急激に拡大している。剩余金に当たる正味財産も二十五億円から三十三億円と確実に増えている。既にこの法人の事業は公益事業の枠を超えて、営利事業と性質を異にしないものに変つてゐると考えるが、政府の見解を示されたい。

二十三 このようになされたORSEの財産は、利用者の不要な負担の上に築かれたものであり、利用者還元すべきものと考えるが、政府の見解を示されたい。

二十四 ORSEは公益法人であるにもかかわらず、その役員には、直接利害関係の係る民間企業出身者(OB)及び在職中の者がいるが、その理由を示されたい。

二十五 ORSEの十七名の役員の内訳を見ると、常勤役員五名のうち公務員出身者は三名(国土交通省出身二名、警察庁出身一名、非常勤役員二名)のうち公務員出身者は二名(経済産業省(旧通商産業省含む)出身二名、国土交通省出身二名)の合計六名である。これらの者の

役員報酬規定について示されたい。また、各省

庁からの役員採用の人は実績として固定化されたものとなつてゐるか明らかにされたい。

二十六 ORSEの非常勤役員に、財團法人道路新産業開発機構の役員がいる。同財團は、ORSEの設立支援をした団体である。同財團の役員名簿を見ると、三名の常勤役員は全員が國土

交通省(旧建設省)出身で占められており、非常勤役員も含めた二十名の役員のうち半数が国土交通省(旧建設省)出身となっている。また、同財団の賛助会員を見ると、金融・マスコミ、電気産業、自動車産業、建設産業、電気・ガスなど大企業の名が並んでいるが、会員費を徴収しており、その収入だけで二億円以上に上る。

賛助会員の特典の一つに「国土交通省道路事業予算説明会」とあり、その内容は「道路関係予算概算要求額の決定後、賛助会員を対象に、国土交通省担当者による予算説明会を実施(毎年九月下旬開催)」道路関係予算の政府案決定後、予算概要を提供」とある。これは、特典という会費支払のインセンティブを形成する公益法人の広告まがいの行為に、政府が積極的に関与していることを示すものではないかと考える。こうした事務費用の負担者及び負担額を明らかにすることも、どのような根拠で行われているのか、政府の見解を示されたい。

二十七 公益法人改革において、平成十八年にいわゆる「公益法人改革三法案」が成立し、平成二十年中に施行となるが、同法において、公益法人の公益性の判断を統一的かつ明確な基準の下、民間の有識者の意見に基づき行政庁が認定するとある。ORSEや財團法人道路新産業開発機構のように、そもそも有力OBが天下りをしていること自体が認定の判断を左右することはないのか、政府の見解を示されたい。また、仮にそうした团体が一般財團法人に移行するとしても、受託事業等をこれまでどおり発注して天下げりを続ければ、不透明な関係は続くのではないか。そうした部分を断ち切らずに改革と呼べるのか、政府の見解を示されたい。

二十八 これまで見てきたように、ETCシステムの利用・普及の拡大の陰で、多くの既得権益

が形成されてきており、その既得権益を維持するための様々な手数料とそのための理由を意図的に作り上げ、ETC利用者の負担で支えている構造となっていると私は思う。割引を行う陰で新たな手数料を払い、そうした機会費用を含めると今までどおり世界一高い料金を払い続け

るという「道路関係四公団の民営化」の真の姿が見て取れると思われ、高速道路の料金徴収期間が四十年以上も続くこととなる。既にETCパーソナルカードも導入されており、民営化による企業経営の自由度を増すためにも、各高速道路株式会社にORSEの業務を即時に移管すべきではないか、そして、財團法人道路新産業開発機構という天下り公益法人の支援により設立され、不要な手数料の温床となっている、正に「天下りの、天下りによる、天下りのための」機関である公益法人ORSEを即刻廃止すべきであると考へるが、政府の見解を示されたい。

二十九 今後の行政改革、特に公益法人改革においては、こうした考へに基づいて公的な観點から対価を徴収するものについては、真に公平・

公正な負担関係を構築できるよう、ETCシステムで指摘したように利用者である国民の負担による収入を目当てとした既得権益構造が生じないよう、その制度の在り方に常に注意を払

い、負担額、支払方法及びその根拠について、常に明示する体制を構築すべきであると考える。

が、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年五月十五日

参議院議長 爰 千景殿 内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議員荒井広幸君提出ETCシステムにおける新たな利用者負担の解消とORSEの廃止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

我が国のETCの車載器の平均的な販売価格は、財團法人道路システム高度化推進機構(以下「ORSE」という。)の調査によれば、平成十九年三月末時点では、約一万三千円であると承知している。お尋ねの「ETC車載器にかかるたメークーの売上額の累積額」については、承知していない。

諸外国における道路の自動料金収受システムの概要、車載器一台当たりの利用者の購入額及び通行料金の割引制度については、ORSEの調査によれば、例えシンガポールにおいては、一定の区域内に進入する自動車について車載器の取付けが義務化され、自動車が当該区域内に進入する際に車載器と路側設備との無線通信により課金しており、車載器一台当たりの価格は、平成十九年一月時点では、約百五十シンガポールドル(これを国際通貨基金の国際財政統計に基づく同月の円シンガポールドル平均レートを使用して円に換算すると、約一万二千円である。)であり、通行料金は一定の区域内の自動車の平均走行速度が高い場合には、料金が引き下げられ無料となる場合もあると承知している。

その結論を踏まえ日本道路公団は、国土交通大臣に対し料金の変更の認可の申請を行い、平

イタリアの高速道路を管理する会社であるアウトストラーデの管理している道路において



七万九千円、平成十五年度が二億八百四十七万八千円、平成十六年度が五億四千九百八十五万三千円、平成十七年度が四億四千百七十三万四千円であるとのことである。

また、ETCカード用鍵情報(ETCカード

に付与される識別処理情報をいう。以下同じ。)については、その使用料は、平成十一年度から平成十六年度までは一件当たり百五円であり、

平成十七年度は九十四・五円であるとのことである。年度別の使用料の収入実績は、平成十一年度が七百万六千円、平成十二年度が六千七百十五万六千円、平成十三年度が一億四千二百一十七万二千円、平成十四年度が一億四千五百二十万円、平成十五年度が二億七千五百六万円、平成十六年度が五億七千三百九十四万円、平成十七年度が八億三千六百十五万八千円であるとのことである。

車SAM鍵情報の使用料とETCカード用鍵情報の使用料の合計額は、平成十一年度が八百五十三万四千円、平成十二年度が八百二十八万四千円、平成十三年度が一億九千八百六十四万五千円、平成十四年度が二億三千五百四十七万九千円、平成十五年度が四億八千三百五十三万八千円、平成十六年度が十一億二千三百七十九万三千円、平成十七年度が十二億七千七百八十九万二千円であるとのことである。

ORSEにおいては、セットアップ情報の手数料については一台当たり五百二十五円を徴収していたが、ETCシステムの普及促進のため、平成十六年十月から百五円、同年十一月からは五百二十五円の割引を実施していると承知している。

ORSEでは、平成十七年度において有料道路事業者より路側鍵情報(路側設備に付与される識別処理情報をいう。以下同じ。)の使用料として合計で一億八千二百三十七万六千円を徴収しているものと承知している。

スマートインターチェンジ(地方公共団体が主体となって発意し、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十一条の二第一項の規定に基づき連結許可を受けた同法第十一条第一号の施設で、特措法施行規則第十三条第二項第三号のETC専用施設が設置され、ETC通行車のみが通行可能なインターチェンジ。以下「スマートIC」という。)の社会実験のためにORSEに対し支出した国費は、検討業務の委託費として、平成十六年度については五千四百七十二万六千円、平成十七年度については六千六百四万五千円である。

スマートICの社会実験を行うに当たり、路側鍵情報の使用料として国土交通省からORS

十三について

ORSEにおいては、セットアップ情報の手数料については一台当たり五百二十五円を徴収

していたが、ETCシステムの普及促進のため、平成十六年十月から百五円、同年十一月からは五百二十五円の割引を実施していると承知している。

の手数料及び路側鍵情報の使用料の他に徴収している手数料としては、相互接続性試験料、確認番号付与料及び型式登録料があると聞いてい

る。

相互接続性試験料については、平成十七年度まで百三十三回徴収しており、一件当たり一日につき十五万七千五百円、収入総額は二千九十四万七千五百円であると聞いている。

確認番号付与料については、平成十七年度まで百機種分徴収しており、一機種当たり一万五百円、収入総額は百五万円であると聞いている。

型式登録料については、平成十七年度まで百七十九回徴収しており、一件当たり三万五千五百円、収入総額は五百六十三万八千五百円であると聞いている。

御指摘の保証金は、ORSEがセットアップ事業者との間の契約に基づき、貸与した機器が破損した場合の損害金等の債務の担保としてORSEが預るものであり、セットアップ事業者の店舗の数に応じて金額を定めているものと承知している。

保証金収入については、收支計算書の「受入保証金収入」として計上し、ORSEがセットアップ事業者に事業年度内に返却したもの以外については「受入保証金引当預金支出」として計上している。

このほか、セットアップ事業者に対し、セットアップ事業を実施するに当たって必要な業務用書類一式やセットアップの業務を実施する店铺の登録に係る手続費用、ORSEと通信回線

で接続を希望する場合の貸与機器使用料等の負担を求めていると聞いている。

平成十七年度については、ETCシステムの各種普及促進策の実施等により、ETCシステムが急速に普及したこと等により、個々の予算科目について予算と決算との間に乖離が生じたものであると承知しており、当該年度のORSEの全体の收支をみれば、健全な財政運営を行っていると考えている。

国土交通省、高速道路株式会社、コンサルタント、車載器メーカー等が、ETCシステムの普及促進やシステムの高度化、高速道路料金割引の効果の調査、スマートICの社会実験に係る調査、セットアップデータの取りまとめの業務等をORSEに発注しているものと承知している。国土交通省が平成十八年度にORSEに発注した業務としては、ETCシステムの高度化業務及びセットアップデータの取りまとめの業務がそれぞれ一件あり、いずれも随意契約であった。

ORSEについては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決定。以下「指導監督基準」という。)及び「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成十三年八月二十八日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ)に基づき、適切に情報開示をしているところであるが、個別の手数料については、これらにおいて情報公開の対象になつてい

十二について

十六について

ORSEが、車SAM鍵情報の使用料、ETCカード用鍵情報の使用料、セットアップ情報

識別処理情報の価格は、その管理及び提供に要する費用を基本として、ETCシステムの普及促進を図る観点も踏まえ、ORSEにおいて決定しているものと承知している。



習生にとって、本法の被保険者に含まれることは利益にならない。すなわち、本法第九条に該当したとしても、必ずしも被保険者に含めることまで要求するものではないと言える。

政府は、本法第九条の解釈につき、形式的な文言解釈から脱却し、同条の趣旨に基づく実質的な解釈をするべきである。このように実質的に解釈した上で行政裁量権に基づき外国人技能実習生を被保険者から除外することは可能であると考えるが、政府の見解を示されたい。

2 私は、中国の研修協力機構から、外国人技能実習生については、本法の強制適用をしないことに賛成である旨の文書を受けている。このことからしても、外国人技能実習生について、本法の適用除外を図ることは、国民及び当該外国人技能実習生等の理解も得られると考えるが、政府の見解を示されたい。

3 ILO条約第二百二号条約（以下「本条約」という。）第六十八条第二項は、「拠出制の社会保障制度においては、当該部の義務を受諾した他の加盟国の国民である保護対象者は、その部に関して自国民と同一の権利を有する。」と規定されている。近隣諸国等との友好関係をより一層図る上からも、本条約を批准していない中国、アメリカ合衆国等の外国人技能実習生を含めた他の国の国民についても、同規定の精神はいかされるべきである。つまり、未批准国の国民たる外国人技能実習生にも、拠出制の厚生年金保険法の適用に当たつては、本条約第六十八条第二項の趣旨を準用

し、厚生年金保険法の適用除外をすることが国際友好上あつてしかるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 再答弁書「三の1について」においては、「お尋ねの「これまでの政府の見解」の内容が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。」と答弁を回避しているが、私が、再質問主意書で言うところの「これまでの政府の見解」とは、厚生労働省年金局理数課公表「厚生年金・国民年金 平成一六年財政再計算結果」で示されている「国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度」及び「公的年金制度は、国民全体の連帯による世代間扶養の仕組みによって終身にわたる確実な所得保障を行うものであり、長期的な展望と計画性を持つ健全な財政運営を行う必要がある」とことを指している。

1 「国民全体の連帯による世代間扶養の仕組み」の中には、外国人技能実習生も含まれるのか、政府の見解を示されたい。また、外国人技能実習生は、障害厚生年金、遺族厚生年金の支給対象ではあるが、実際に支給された事例は寡聞にして聞かないところ、政府は、このような外国人技能実習生についても「相互扶助の理念」が妥当すると解するのか、政府の見解を示されたい。

2 平成十八年十一月十日付け答弁書（内閣参考質一六五第一五号）（以下「第一回答弁書」といいう。）の答弁は、公的年金制度が国民全体の連帯による世代間扶養による世代間扶養の仕組みであるとの基本的考え方、「国民」ではなく「何人」へと変遷したのか、政府の見解を明確に示されたい。

三 再答弁書「三の2について」においては、「被保険者の要件に該当する限り個人の事情にかかわらず被保険者とするものであり」と答弁しているが、外国人技能実習生は、「特定活動」という在留資格で、かつ平成五年四月五日付け「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（以下「法務省告示」という。）で滞在期間について研修活動の期間を合わせて三年以内と定められている者である。このような外国人技能実習生の立場は、法務省告示等に基づく事情であつて個人の事情ではないと考えるが、政府の認識及び答弁内容の趣旨を明確に示されたい。

四 再答弁書「四の1及び2について」においては、「遺族厚生年金の保険給付に関する事項の記録については、外国人であるか日本国民であるか及び外国人技能実習生であるか否かを区別して管理はしていない。外国人技能実習生であるか否かは給付や負担に直接関係するものではないことから、厚生年金保険制度に関する議論を行う上で必ずしも必要なことと考えていな」との趣旨の答弁をしているが、日本国民と外国人技能実習生と比較した場合、特に給付に関する根本的な違いがある。しかし、外国人技能実習生であるか否かは、給付と負担の関係（年金財政の均衡）を検証する際に直接関係するものである。

1 国民への説明責任を果たす観点から、脱退時に一時金に関する政府部内における検討状況等について明らかにされたい。

2 脱退一時金の支給額について、被用者の保険料負担の全額でない理由を具体的に示されたい。

## 六 外国人技能実習生には国民全体の連帯による世代間扶養はあり得ない。

したがつて、事業主が被用者のために厚生年金保険料の二分の一を拠出するということは合理的の理由に欠けるものである。また、脱退時には、当然にして当該負担分について、被用者、事業者にかかわらず掛金の全額を返還すべきであると考える。このようなことから、外国人技能実習生については、厚生年金保険の適用除外が最も合理的であると考えるが、政府の見解を示されたい。

1 第一回答弁書「五の1について」で答弁のついた厚生年金保険制度又は社会保障制度についての議論は、外国人技能実習生のように老齢年金の給付が全くないという異質的の対象者を区分した給付と負担の関係データなくし

て十分な議論が行えないと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 遺族年金等の保険給付に関する事項の記録は、外国人と日本国民、さらには外国人技能実習生であるか否かについて区別できるよう管理システムを改めるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

3 再答弁書「五の1について」においては、「厚生年金保険制度における脱退一時金については、当該外国人労働者本人の立場に配慮して例外的に支給するものであり、政府部内における検討を経て、その支給額の算定に当たっては使用者の保険料負担相当分についてのみを勘案することとしたものである。」との趣旨を答弁している。

4 再答弁書「五の2について」においては、「遺族年金等の保険給付に関する事項の記録については、外国人であるか日本国民であるか及び外国人技能実習生であるか否かを区別して管理はしていない。外国人技能実習生であるか否かは給付や負担に直接関係するものではないことから、厚生年金保険制度に関する議論を行う上で必ずしも必要なことと考えていな」との趣旨の答弁をしているが、日本国民と外国人技能実習生と比較した場合、特に給付に関する根本的な違いがある。しかし、外国人技能実習生であるか否かは、給付と負担の関係（年金財政の均衡）を検証する際に直接関係するものである。

1 国民への説明責任を果たす観点から、脱退時に一時金に関する政府部内における検討状況等について明らかにされたい。

2 脱退一時金の支給額について、被用者の保険料負担の全額でない理由を具体的に示されたい。

## 六 外国人技能実習生には国民全体の連帯による世代間扶養はあり得ない。

したがつて、事業主が被用者のために厚生年金保険料の二分の一を拠出するということは合理的の理由に欠けるものである。また、脱退時には、当然にして当該負担分について、被用者、事業者にかかわらず掛金の全額を返還すべきであると考える。このようなことから、外国人技能実習生については、厚生年金保険の適用除外が最も合理的であると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

官報(号外)

平成十九年五月十五日

参議院議長 扇 千景殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員山下八洲夫君提出外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下八洲夫君提出外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問

に対する答弁書

一の 1 及び 2 について

厚生年金保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九条に規定する適用事業所に使用される者」という被保険者の要件（以下「被保険者要件」という。）に該当する限り、国籍のいかんにかかわらず被保険者とするものであり、外国人技能実習生について、外国人技能実習生であることを理由として被保険者としないことは、適当でないと考える。

四の 1 及び 2 について

前回答弁書三の 2 についてで述べた答弁は、厚生年金保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者要件に該当する限り、国籍、在留資格等の個人の事情にかかわらず被保険者とするものであり、外国人技能実習生であることを理由として同制度の適用除外とするることは適当でないという趣旨を述べたものである。

一の 3 について

社会保障の最低基準に関する条約（第二百二号）（昭和五十一年条約第四号）第六十八条は、外国人居住者に対する均等待遇の原則について規定したものであるが、一の 1 及び 2 についてで述べたとおり、厚生年金保険法においては、被保険者要件に該当する限り、国籍のいかんにかかわらず被保険者とするものであり、外国人技能実習生について同法の適用除外とすることは、適当でないと考える。

二の 1 及び 2 について

先の答弁書（平成十八年十二月二十日内閣参考）

質一六五第三八号。以下「前回答弁書」という。)

四の 1 及び 2 についてで述べたとおり、厚生年金保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、老齢、障害又は死亡という保険事故に対応して個人に対する所得保障を行うために強制適用としているものであるが、これらの理念は、外国人技能実習生についても妥当するものであり、これについての政府の見解に変わりはない。

三について

前回答弁書三の 2 についてで述べた答弁は、厚生年金保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者要件に該当する限り、国籍、在留資格等の個人の事情にかかわらず被保険者とするものであり、外国人技能実習生であることを理由として同制度の適用除外とするることは適当でないという趣旨を述べたものである。

五の 2 について

厚生年金保険制度における脱退一時金については、納付された保険料の返還金という性格を有するものではなく、滞在期間の短い外国人労働者について保険料を負担したにもかかわらず給付に結びつかないという問題について対応するための特例的な措置として、当該外国人労働者本人の立場に配慮して例外的に保険給付として支給するものであり、こうした事情を踏まえ、支給額を決定しているものである。

五の 1 について

厚生年金保険制度における脱退一時金については、納付された保険料の返還金という性格を有するものではなく、滞在期間の短い外国人労働者について保険料を負担したにもかかわらず給付に結びつかないという問題について対応するための特例的な措置として、当該外国人労働者本人の立場に配慮して例外的に保険給付として支給するものであり、こうした事情を踏まえ、支給額を決定しているものである。

六について

一の 1 及び 2 についてで述べたとおり、厚生年金保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者要件に該当する限り個人の事情にかかわらず被保険者とするものであり、外国人技能実習生であることを理由として同制度の適用除外とすることは適当でないと考える。

五の 1 について

脱退一時金制度については、我が国における滞在期間の短い外国人労働者に係る年金について外国人技能実習制度の導入前から議論があつたところ、平成五年四月の同制度の導入を一つの契機として、旧厚生省年金局を中心に検討した上でこれを創設し、平成七年四月より実施しているものである。

官 報 (号 外)

明治二十二年三月三十一日  
郵便物認可

平成十九年五月十六日 参議院会議録第二十五号

発行所
二東京一 番地都〇 立行政四 号港五 区八 虎ノ四 法人國立門四 印二五 刷丁目 局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 部 一一〇円)